

第19回 三朝町農業委員会総会 議事録

1	開催年月日	令和7年1月10日（金）午後3時 開会					
2	開催場所	三朝町役場 第2会議室					
3	出席委員	農業委員 7人のうち出席者					
		1番 米廣 勝	出	2番 野見幸雄	出	3番 松原利志	出
		4番 米原章太郎	出	5番 山本雅之	欠	6番 本田 博	出
		7番 村岡幸枝	出	出席 6人			
		農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者					
		吉田弘幸	出	秋山一寛	出	藤原 昇	出
		井上 誠	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
4	欠席委員	5番 山本雅之 委員					
5	農業委員会事務局職員	事務局長 山本達哉 主事 福松勇希					
6	議事録署名委員	3番 松原利志 委員 4番 米原章太郎 委員					
7	議事内容等	(1) 議案第62号 非農地証明申請書について（湯谷） (2) 議案第63号 農用地利用集積等促進計画案について					
8	報告事項	(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について (2) 公共事業の施工に伴う付帯施設設置に係る農地転用報告書について					
9	その他	(1) 農業委員会総会の日程について ○令和7年2月総会 2月10日（月）午前9時～ 三朝町役場 第2会議室 (2) その他					
11	閉会	午後4時					

1. 開 会	
事務局	定刻になりましたので、ただ今から、第 19 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。 山本会長は本日欠席ですので、本田職務代理よりご挨拶をお願いします。
2. 議長挨拶	皆さん、ご苦労さんです。 本日は、会長が体調不良で欠席ということですので私が変わってご挨拶いたします。昨年は皆さんお疲れ様でした。新しい年を迎えましたので、この 1 年間頑張ってください。私事になりますが、12 月中旬にけがをして 1 週間入院しました。皆さん健康には十分に気を付けていただきたいと思います。 それでは今月もよろしくお願いいたします。
3 総会成立宣言	
事務局長	本日の出席の農業委員さんは 7 名中、6 名が出席されています。 定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により総会は成立することを報告します。 それでは、三朝町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますが、本日はご欠席ですので、以降の議事進行は本田職務代理にお願いします。
4 議事録署名委員の指名	
議長	それでは日程に従いまして、第 4 の議事録署名委員の指名を行います。 三朝町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 異議なしとのことでございますので、3 番 松原利志 委員、4 番 米原章太郎 委員、を指名します。よろしくお願いします。 なお、書記は事務局でお願いします。 それでは議事に入ります。
5 議事	
(1) 議案第 6 2 号 非農地証明申請書について（湯谷）	
議長	「議案第 6 2 号 非農地証明申請書について（湯谷）」を議題とします。 事務局は議案の説明を行ってください。
事務局	それでは「議案第 6 2 号 非農地証明申請書について（湯谷）」を説明させていただきます。 議案書の 1 ページを開いていただきたいと思います。 【議案書の朗読】

	本申請について説明させていただきます。 申請地は平成 14 年に地籍調査が行われた際に畑として確認された農地でありましたが、申請者の亡父がその後整地をして宅地の一部として使用しておりました。申請地の隣接地である 176 番 4 の土地に 2 階建ての車庫兼物置が建っていましたが、平成 18 年に申請地上に増築されました。現在は一部耕作可能なスペースはあるものの、宅地の現況となっております。 現地の確認は事務局の方で行いましたが、添付資料写真のような状況となっております。 非農地の状況となり年数が 20 年以上経過しており、当時の実施の状況が不明で、証明する資料もわからないような状況であり農地に復しての利用も難しい状況です。 非農地証明の対象とする条件としましては、④の人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に 20 年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当すると判断したところでありまして、非農地証明の判断は「非農地」としております。 以上、議案第 6 2 号 非農地証明申請書について（湯谷）の説明とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第 6 2 号 非農地証明申請書について（湯谷）について、ご意見、ご質問はありませんか。 【異議等無しの声】
議長	ご質問等がないようですので、質疑を打ち切ります。 それでは、「議案第 6 2 号 非農地証明申請書について（湯谷）」を、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 全員の挙手を確認しましたので、「議案第 6 2 号 非農地証明申請書について（湯谷）」は承認されました。
(5) 議案第 6 3 号 農用地利用集積等促進計画案について	
議長	「議案第 6 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」を議題とします。 事務局は、説明をお願いします。
事務局	それでは「議案第 6 3 号 農用地利用集積等促進計画案について」を説明させて

	いただきます。 議案書の 17 ページを開いていただきたいと思います。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積等促進計画」を定める事について、同法同第 19 条第 3 項の規定により三朝町長より協議がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。 【議案書をもとに朗読】 諮問がありました、農用地利用集積等促進計画案について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 5 項の各要件である、 1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。 2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 - ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。 以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画案を受理し本委員会に提案するものでございます。 以上、「議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画案について」の説明とさせていただきます。
議長	事務局の説明は終わりました。 担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。 これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。 【全体でないことを確認】 無いようですので、質疑を打ち切ります。 議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画案について、承認される方は挙手をお願いします。 【全ての委員の挙手を確認】 それでは、議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画案については、承認されました。
議長	以上で、本日の議事は終了しましたので、 引き続き、第 6 の報告事項に移ります。

	事務局は、説明をお願いします。
事務局	別冊の報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、8件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思います。 報告(2)の公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書につきましては、三朝町が行う神倉地内の文化財(名勝)の災害復旧工事の施工に伴う農地の一時転用について報告を受けたものでございます。 報告事項は以上でございます。 よろしくお願いいたします。
議長	続いて、第7のその他に入ります。 (1) 令和7年2月の農業委員会総会の日程について 【協議の結果】 2月10日(月) 午前9時からの開会を予定します。 会場は、第2会議室です (2) その他
議長	本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。 【発言が無いことを確認】 それでは、本日の総会は以上を持ちまして終了します。 皆さん、ご苦労さんでした。
【委員会終了：午後4時】	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年1月10日

議 長

(記名)

議事録署名委員

3 番 農業委員

(記名)

4 番 農業委員

(記名)
